

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

京都市立大枝中学校

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、学校問題であると同時に社会問題でもある。いじめは子どもたちの間だけで起こる問題ではなく、大人社会においても、また、学校だけでなく、生徒が集う様々な場所で起こり得る。近年、情報化社会でスマートフォン等のSNS上のいじめも数多く、また、気づきにくくなるなど多様なケースが報告されている。

また、いじめの解決に向けては、いじめにかかわる子どもたちの個人的な特性や家庭環境、さらにそれを取り巻く地域風土や社会環境にも目を向けなければならない。これらの様々な要因が複雑に絡み合い、いじめを形成している場合も少なくない状況があり、社会全体で解決を目指していかなくてはならない。

いじめ防止の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなることを主たる目的に取り組む。また、生徒自身がいじめ防止等の当事者として、その解決に向けて主体的に取り組めるよう規範意識を身に付けさせる必要がある。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会

[開催時期] 月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年主任 養護教諭
教育相談主任 スクールカウンセラー 総合育成支援教育主任 通級担当

[役割]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う

[児童生徒・保護者への周知方法]

- ・4月の全校集会で組織と構成員の紹介を学校長より伝える。

- ・保護者への周知については、HPの配布文章に掲載。

生徒指導委員会

[実施予定] 月2回

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導部長 各学年主任 養護教諭 補導主任
教育相談主任 総合育成支援教育主任 生徒会本部担当
スクールカウンセラー 通級担当

[内 容]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

①授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。校内授業研究、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。
- ・「協働学習（4人組・ペア学習等）」の手法を取り入れた授業改善に取り組み、年間を通して計画的に授業を公開し、研究協議や研修を行うことで授業の見直しをさらに進める。授業案を考えることにより、教材に対する見方や考え方を深め、生徒の学びの様子を協議することを通して、生徒の視点から授業を捉える。また、生徒同士が「学び合う」ことを通して、人間関係を深めることを目指す。

②道徳教育・人権学習において

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、授業参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
- ・人権に関する学習については「いじめ問題」について取り上げ系統立てて、効果的に学習を進める。さらに、あらゆる時間と機会をタイムリーに捉えて、人権意識向上に努める。

③体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

④生徒会活動の充実

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自治力を高められる力を向上させるためにあらゆる機会を生かし、リーダーを育成する取り組みを図る。

⑤生徒が主体的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

⑥生徒への啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会において、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

⑦保護者への啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしには進まないことへの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等に、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

⑧その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ①日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、学校体制で対応していく。また、担任を中心とした連携を充実させ、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見し、意識的・積極的に活用していく。
- ②日常の生徒観察に加え「いじめに関するアンケート」、「クラスマネジメントシート」を年2回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談月間を設定し、前述の「クラスマネジメントシート」等の生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して、構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。
- ③休みがちな生徒に対して保護者（家庭）と密に連携をとり、必要に応じてスクールカウンセラーとも連携をとる。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

- ・教職員が情報を共有し、教職員個人が抱え込まないように、報告・連絡・相談ができる組織を作る。
- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてS.C、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

③インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込・使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・GIGA 端末に関して、年度初めには全学年で「GIGA 開き」として iPad の使用の仕方等を行う。また、「情報発信・情報を見極める」をテーマに情報モラル教育 2 コマ実施する。(1 コマは生成 AI の性質やリスクを取り上げる)
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」・「携帯教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA 活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめに関わる行為が起こってから 2 週間に一度は面談をしていく。
- ・三ヶ月後いじめの行為がなく、心身の苦痛があるかないかを確認し、ない場合においては「いじめの解消」とする。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
(クラスマネージメントシートやいじめアンケートを活用)

4 保護者・地域、関係機関との連携

① 啓発、協同の取組

- ・学校運営協議会、学校評議会、PTA 本部役員会、~~休日参観日の保護者会~~、地域生徒指導連合会 等での啓発。
- ・西京支部補導主任連絡会における他校や京都府警察との情報共有と連携。

5 重大事態への対処

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・不登校生に関しても「何がきっかけか」を判断できるように、密に本人・保護者と連絡をとり改善できるように対応する。

6 年間計画（予定）

- ・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組として、「年間計画」を下の表のように示し実

施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合もある。(次ページ)

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催 や教職員の資質能力向上(校内研修)の 取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認 知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム 確認」 「気になる生徒の共有①」	・入学式 ・学級開き ・GIGA 開き(情報モラル教育) ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・生徒会オリ、歓迎会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校説明会で保護者啓発 ・家庭訪問週間 ・HPにて「いじめ対策委員」の紹介を配信(予定)
5	◇いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会② 「気になる生徒の共有②」 「学校評価項目の確認」	・憲法月間の講話「いじめの問題」について ・未来スタディ 【3年】修学旅行 ・小中連携授業参観①(1年) 【1年】ケータイ教室(予定) 【2年】非行防止教室(予定)	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有	・PTA 総会 ・休日参観
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」	【2年】チャレンジ体験 ・未来スタディ ・薬物乱用防止教室 (3年予定)	・教育相談月間①	・学校運営協議会(予定) ・地生連(書面)
7	◇いじめ対策委員会④ 「いじめ案件の経過について」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・生徒総会 ・人権学習 ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・未来スタディ ・夏季学習会 ・学年集会	・学校評価アンケート①の実施	・三者懇談会 ・家庭地域教育講座
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「学校いじめ防止プログラムの見直し①」 ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」	・生徒会リーダー講習会(予定) 「つながりのある学校にするために」 ・小中合同研修会(予定)	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	

9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱祭取り組み ・情報モラル教育 ・合唱コンクール ・未来スタディ 		
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「いじめアンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭取り組み ・体育祭 ・未来スタディ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめアンケートの実施、学年集約と共有② ・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有② 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 ・学校運営協議会②（予定） ・進路保護者会
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「いじめアンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」	<ul style="list-style-type: none"> ・未来スタディ ・進路相談（3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談月間② 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳公開授業 ・入学説明会 ・家庭地域教育講座②
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「いじめ案件の経過について」 「学校いじめ防止プログラムの見直し②」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・未来スタディ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート②の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携授業参観②（予定） ・小中連携の情報の集約について ・未来スタディ 		
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「学校評価の結果について①」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	<ul style="list-style-type: none"> ・未来スタディ 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 ・地生連 ・学校運営協議会③（予定）

3	◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について②」 「学校いじめ防止プログラムの見直し③」 PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・ 3年生を送る会 ・ 卒業式 ・ 学級のまとめ ・ 学年集会	・ 記名式アンケートの 保管 ・ クラスマネジメント シートデータ保管	・ 地生連（書面）
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------	----------------------------------------------	-----------

※ 記名式いじめアンケートについては、5月・10月の年2回実施。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。
事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。

※今年度から、年2回以上の情報モラル教育を位置づける。令和8年度テーマ「情報発信・情報の見きわめ」